松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設で使用する電力の供給仕様書（その１）

松戸市和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却仕様書（単価契約・長期継続契約）

1　概要

(1) 件名　松戸市和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却（単価契約･長期継続契約）

(2) 場所　松戸市和名ケ谷１３４９番地の２
松戸市和名ケ谷クリーンセンター

(3) 業種及び用途　一般廃棄物焼却施設

(4) 補足情報　新エネルギー等発電設備認定（旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（旧ＲＰＳ法）の認定設備）

2　仕様

(1) 適用

和名ケ谷クリーンセンターの余剰電力の売却及び公共施設にて使用する電力を供給する「電力の地産地消」とし、別紙「公共施設で使用する電力の供給仕様書」に基づき供給する。

(2) 電気方式等

ア　電気方式	交流３相３線式　１回線
イ　電圧（標準電圧）	６，０００ボルト
ウ　計量電圧（標準電圧）	６，０００ボルト
エ　標準周波数	５０ヘルツ
オ　常用自家発電設備	３，２００キロワット
カ　非常用自家発電設備	１，０００キロワット

(3) 予定売却電力量（１年間分）

１０,２３７,６４７キロワット時

(4) 契約期間

契約締結日から令和１１年３月３１日まで

(5) 売却期間

令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時まで

ただし、契約締結日から令和９年３月３１日までを準備期間とする。

(6) 電力量等の検針

ア　自動検針装置の有無　　有

イ　電力会社の検針方法　　通信機能による自動検針

ウ　計量器の構成　　電力受給用複合計器（通信機能付）

エ　計量日時　　毎月１日の午前０時

(7) 需給地点

松戸市の設置した第１号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点　　需給地点と同じ

(9) 保安上の責任分界点　　需給地点と同じ

3　契約方法及び納付方法

(1) 契約方法

電力量料金単価（夏季平日昼間電力量、その他季平日昼間電力量、その他電力量のそれぞれの単価）による単価契約（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 納付方法

契約相手方は電力量料金を松戸市に毎月納付するものとする。

4　特記事項

(1) 予定売却電力量、売却電力量及びバイオマス比率の実績は、仕様書別紙積算内訳書１－１参照。

(2) 売却電力には非化石価値を含む。

(3) 仕様書に定めのないその他の条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準じるものとし、松戸市及び契約相手方の協議により協議書等を定めるものとする。

(4) 売却電力における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入する。

イ　電力量料金単価の単位は１銭とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

5　その他

(1) 一般送配電事業者との契約

余剰電力の売却のために別途､契約相手方と関東管内の一般送配電事業者との託送供給契約等が必要となる場合は、契約相手方の負担で遅滞なく締結し、必要な部分の写しを松戸市に提出するものとする。

また､本託送を行うために､本市と当該地域を管轄する一般送配電事業者等との契約等について、本市が行う総ての事務手続きにおいて最大限の協力を行うこと。

(2) 予定売却電力量の変動

予定売却電力量は､発電設備の運転状態や運転計画の変更もしくは故障等により変動する場合がある。

(3) 関連法規に基づく報告等

松戸市と契約相手方は､関連法規に基づく報告等に必要な情報の連絡について相互に協力するものとする。

(4) 発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について

契約相手方は､本施設に関する発電計画と実績の差分電力量について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き及び費用を負担するものとする。

(5) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする

松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力売却及び公共施設で使用する電力の供給仕様書(その２)

１　概要

(1)　件　　名　　公共施設で使用する電力の供給
　　(単価契約・長期継続契約)

(2)　対象施設　　仕様書別紙１のとおり

(3)　需要場所　　仕様書別紙１のとおり

(4)　業種及び用途　　保健衛生・行政施設・し尿処理施設
　　ごみ処理施設等

２　仕様

(1)　電力供給条件

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）　６０００ボルト

ウ　計量電圧（標準電圧）　６０００ボルト

エ　標準周波数　　５０ヘルツ

オ　電気方式　　仕様書別紙１のとおり

カ　非常用自家発電設備　　仕様書別紙１のとおり

キ　蓄熱設備　　仕様書別紙１のとおり

(2)　契約電力及び予定使用電力量

ア　契約電力　　仕様書別紙１のとおり

イ　年間予定使用電力量　　仕様書別紙積算内訳書２－１のとおり

なお、供給開始後の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

また、予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故等により生じた不足電力の補充にあてるため、常時供給する変電所から、予備電線路により常時供給する電圧と同電位で供給するものとする。

(3)　契約期間

契約締結日から令和１１年３月３１日まで

(4)　供給期間

令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時まで

ただし、契約締結日から令和９年３月３１日までを準備期間とする。

(5)　電力量等の検針

ア　自動検針装置の有無　　有

イ　電力会社の検針方法　　通信機能による自動検針または検針員による検針

ウ　計量器の構成　　電力受給用複合計器

(6)　需給地点

松戸市の設置した第１号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点。

(7)　電気工作物の財産分界点　　需給地点と同じ

(8)　保安上の責任分界点　　需給地点と同じ

３　積算方法、入札方法、契約方法及び支払方法

(1)　積算方法

仕様書別紙積算内訳書２－１の月別予定使用電力量等をもとに、基本料金（単価)、電力量料金（夏季、その他季の単価）を定め、仕様書別紙積算内訳書２－２により総価（１年間）を積算する。

(2)　入札方法

入札は総価とする。

(3)　契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（夏季、その他季のそれぞれの単価）による単価契約とする。

(4)　支払方法

毎月払い（年１２回払い）とする。

４　特記事項

(1)　事業者は和名ケ谷クリーンセンターからの余剰電力を全量購入し、松戸市公共施設に電力供給すること。なお、環境価値等※を付加した電力とし、調整後二酸化炭素排出係数については、１キロワット時あたり「0kg-CO2」とすること。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書、J-クレジット、グリーン電力

証書等

(2)　フリッカ発生機器等電気の質に影響をあたえるような負荷設備は特に有していない。

(3)　月別使用電力量の実績は、仕様書別紙積算内訳書２－１参照。

(4)　最大需要電力の実績は、仕様書別紙積算内訳書２－１参照。

(5)　力率の実績は、仕様書別紙積算内訳書２－１参照。

(6)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００パーセントとし、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(7)　電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

５　その他

(1)　長期継続契約に伴う留意事項

本契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(2)　仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。